

熱中症を予防しましょう!!

問救急課 ☎086-234-9967

熱中症は命に関わる大変恐ろしい病気ですが、「予防」できる病気です。
新型コロナウイルス感染症だけでなく、熱中症も予防し、暑い夏を乗り越えましょう!

室温28℃を超えないようにエアコンや扇風機を活用!



外出の際は涼しい服装で、日よけ対策も!



のどが渇かなくても小まめに水分補給!



こんなときはすぐに救急車を呼びましょう。

- ・意識障害 (会話がおかしい)
- ・汗が出なくなる
- ・運動障害
- ・けいれんなど

119



高齢者の注意点

- ・暑さを感じる能力や発汗機能が低下しているため、部屋の温度を小まめに確認する習慣を付け、エアコンなどを上手に活用して過ごしましょう。
- ・定期的に塩分や水分を補給し、外出の際は特に小まめに休憩しましょう。



乳幼児は特に注意が必要です!

- ・大人よりも地面からの照り返しが強く、体温が上昇しやすい環境です。
- ・乳幼児は体内の水分割合が高いため脱水症状になりやすく、体温の調節機能も十分に発達していないので、注意が必要です。



⚠️ マスク着用による熱中症に気を付けましょう ⚠️

新型コロナウイルスの感染拡大防止の意識が高まり、マスクをする機会が増えて、無意識に水分補給の回数が減っています。のどが渇いていなくても、小まめな水分補給を心掛けてください。

平成30年7月豪雨の被災者の皆さんへのお知らせ

問被災者支援本部 (危機管理室内) ☎086-803-1082

平成30年7月に発生した西日本豪雨の被災者の皆さんに心よりお見舞い申し上げます。市で行っている支援の状況についてお知らせします。

支援内容の中には申請期限が近いものがありますので、まだ申請手続きをされていない人は、お早めに手続きをお願いします。また、個々の事情に応じた相談については、各担当窓口までお問い合わせください。

※各区役所へは代表電話 (☎086-803-1000) からおつなぎします。

	支援内容	申請期限など	窓口	電話番号
り災証明	一般のもの (住宅)	り災証明書は、被災に対する各種の支援を受けるときに必要です。	各区役所市民保険年金課※ 各支所総務民生課	16ページ下段参照
	事業用 (店舗・工場・事務所等の建物や設備、資材、商品等) (注) 住宅を除く	各支援制度には期限がありますので、利用を検討されている人は、早急にご相談ください。 (注) 発災から月日が経過し、当時の被害状況の確認が困難になっているため、新規に交付できない場合があります。	産業振興・雇用推進課	☎086-803-1325
	農水産業用の施設 (ハウス、倉庫等)、機械等		各区役所農林水産振興課※ 各支所産業建設課	16ページ下段参照
申請期限が近いもの	被災者生活再建支援金	基礎支援金 = 8月4日まで 加算支援金 = 8月4日まで	各区役所市民保険年金課※ 各支所総務民生課	16ページ下段参照
	住宅建設資金等利子補給補助金	申請期限 = 8月2日まで 被災した住宅を再建するため、新たに建設・購入または補修する目的で、金融機関などから借入れをした場合、利子の一部を支援します。 (注) これから借入れをする人も対象となる場合がありますので、期限までにお問い合わせください。	住宅課	☎086-803-1466
	義援金・見舞金	8月4日まで	福祉援護課	☎086-803-1717
手数料免除	市税証明手数料の免除	当分の間継続	税制課	☎086-803-1166
	住民票の写し・印鑑登録証明書 手数料の免除	当分の間継続	区政推進課	☎086-803-1033